

第二章 リサイクル製品認定制度の概要

2-1 はじめに

第二章では、リサイクル製品認定制度の概要を示す。

2-2 本章の目的

リサイクル製品認定制度とはどのような制度なのか、実施自治体の把握、リサイクル製品認定制度の概要を明らかにすること。

2-3 調査方法

基本情報の取得のため、リサイクル製品認定制度情報サイトよりどの自治体でリサイクル製品認定制度が行われているかを調べだし、各自治体のホームページより、基本情報を取得する。

2-4 リサイクル製品の概要

リサイクル製品認定制度とは、2001年のグリーン購入法を受けて各都道府県が独自に構築を進めている制度である。この制度は、環境物品等の普及促進および環境物品等に関する情報の提供を行うことを目的としている¹⁾。各都道府県が独自に定めた基準をクリアし、認められた製品がリサイクル認定製品となる。認定されれば自治体はその製品の優先利用に努めるとともに販売促進のPR等も行う。現在、リサイクル製品認定制度は、群馬県、千葉県、東京都、新潟県、京都府、兵庫県、熊本県、鹿児島県を除く39都道府県で制度が導入されている。39道府県のうち2県ではリサイクル製品の新規募集を受け付けていない。

リサイクル製品認定制度の導入県39県の基本情報(制度の名称・認定製品数・認定マーク)の一覧を表2-1に示す。

リサイクル製品認定制度を先駆けて制定した自治体は1996年の福島県である。それに続く形で他自治体も次々と制定していった。各自治体の開始年度を表2-2に示す。

各自治体のリサイクル認定製品数を表2-3に示す。リサイクル認定製品数は、自治体によって様々である。最も認定製品数の多い自治体は、愛知県であり、1465製品と際立っている。しかし、愛知県がこのリサイクル製品認定制度を制定したのは2002年であり、特に、実施開始が早いわけではない。他の自治体をみても認定製品数と実施開始年での関係は認められない。

また、認定製品の品目を、土木資材・建設資材、造園・緑化資材、日用品、農業用品、燃料として分類区分を割り振っていった。割合について、表2-4に示す。新規募集受付のリサイクル製品認定制度実施の37県中36県が、公共事業での利用が多いと予想できる土木資材・建設資材を認定しており、分類区分のなかで一番高い割合で認定されている。

表 2-1 各自治体のリサイクル製品認定制度一覧























県名	名称	創設日	製品数	認定マーク	県名	名称	創設日	製品数	認定マーク
北海道	北海道リサイクル製品認定制度	平成16年	119		三重	三重県リサイクル認定制度	平成13年	89	
青森	青森県リサイクル製品認定制度	平成17年	330		滋賀	滋賀県リサイクル製品認定制度 ～ピワクルエコショップ～	平成17年	230	
岩手	岩手県再生資源利用製品	平成15年	169		大阪	大阪府リサイクル製品認定制度	平成16年	289	
宮城	宮城県グリーン製品認定制度	平成18年	86		奈良	奈良県リサイクル製品認定制度	平成15年	80	
秋田	秋田県認定リサイクル製品	平成16年	241		和歌山	和歌山県リサイクル製品認定制度	平成15年	322	
山形	山形県リサイクル製品認定制度	平成15年	51		鳥取	鳥取県認定グリーン商品認定制度	平成15年	426	
福島	うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度	平成8年	49		島根	しまねグリーン製品認定制度	平成16年	108	
茨城	茨城県リサイクル製品認定制度	平成11年	15		岡山	岡山県エコ製品認定制度	平成14年	383	
栃木	栃木県リサイクル製品認定制度 ～とちの環エコ製品～	平成16年	81		広島	広島県リサイクル製品登録制度	平成15年	493	
埼玉	彩の国リサイクル製品認定制度	平成24年	1		山口	山口県認定リサイクル製品	平成12年	285	
神奈川	かながわりサイクル製品認定制度	平成22年	27		徳島	徳島県リサイクル認定制度	平成16年	28	
富山	富山県リサイクル認定制度	平成14年	74		香川	香川県環境配慮モデル認定制度	平成13年	42	
石川	石川県エコ・リサイクル製品認定制度	平成10年	102		愛媛	愛媛県資源循環優良モデル認定制度	平成13年	35	
福井	福井県リサイクル製品認定制度	平成11年	55		高知	高知県リサイクル製品等認定制度	平成16年	50	
山梨	山梨県リサイクル製品認定制度	平成15年	2		福岡	福岡県リサイクル製品認定制度	平成17年	401	
長野	信州リサイクル製品認定制度	平成16年	50		佐賀	佐賀県認定リサイクル製品認定制度	平成13年	134	
岐阜	岐阜県リサイクル認定製品	平成9年	139		長崎	長崎県リサイクル製品等認定制度	平成20年	198	
静岡	静岡県リサイクル認定制度	平成17年	42		大分	大分県リサイクル製品認定制度	平成15年	179	
愛知	あいくる(愛知県リサイクル資材評価制度)	平成14年	1465		宮崎	みやざきリサイクル製品認定制度	平成22年	15	
					沖縄	沖縄県産リサイクル製品利用促進制度	平成16年	531	

表 2-2 リサイクル製品認定制度の各自治体開始年度

H.8	H.9	H.10	H.11	H.12	H.13	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21	H.22	H.23	H.24
福島	岐阜	石川	茨城 福井	山口	三重 香川 愛媛 佐賀	富山 愛知 岡山	岩手 山形 奈良 和歌山 鳥取 広島 大分	北海道 秋田 栃木 大阪 島根 徳島 高知 沖縄	青森 静岡 滋賀 福岡	宮城		長崎		神奈川 宮崎		

表 2-3 各自治体のリサイクル認定製品数

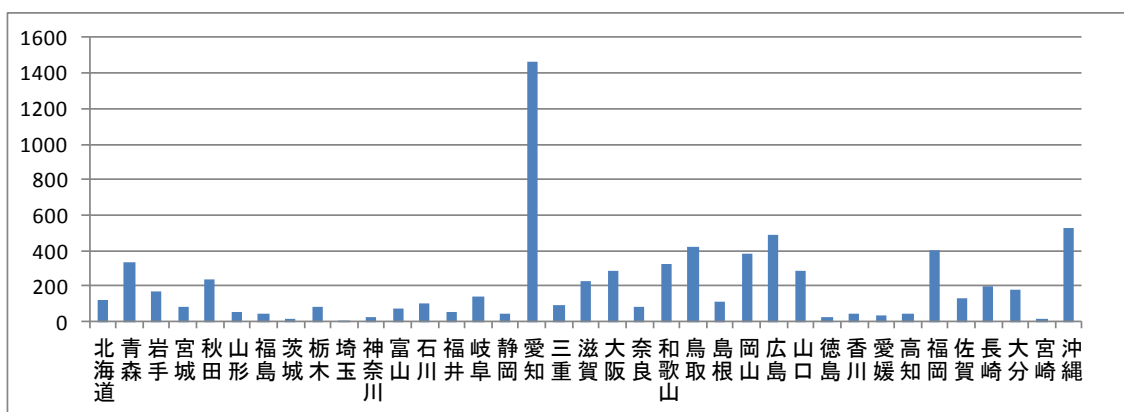


表 2-4 リサイクル認定製品分類区分(n=37)

分類区分	県(数)	県(%)
土木資材・建設資材	36	97.3
造園・緑化資材	29	78.4
日用品	28	75.7
農業製品	22	59.5
燃料	11	29.7

2-5 募集終了県・協会実施県

リサイクル製品の募集が終了した2県は、長野県と山梨県である。この2県については、電話での聞き取り調査を実施した(2012年10月)。

長野県は、2011年度をもって新規認定製品の募集は終了している。制度自体が終了したわけではなく、現在認定されている製品の認定期間が終わるまで制度は継続する。新規募集が終了した経緯は、一定の優良な製品の紹介、技術の開発が行われ、成果があったとするためであり、今後再開する予定は県としては考えていない。

山梨県は2010年3月31日で制度自体が終了している。終了の経緯としては、リサイクル製品の普及が認められ、リサイクル製品認定制度がなくても今後普及していくだろう、という考えのもとである。山梨県も今後リサイクル製品認定制度の再開の予定はない、と

いうことであった。

また、宮崎県では「みやざきリサイクル製品認定制度」が制定されている。これは、全国初の協会認定の制度である。制度の主体は社団法人宮崎県産業廃棄物協会だが、県の補助を受け、県の持っている広告媒体を使ったPRや県の公共工事で出来るだけ使用するよう協力を求めている。

2-6 三重県のフェロシルト事件²⁾

リサイクル製品認定制度に関する事件として、2003年に起こった三重県のフェロシルト事件が挙げられる。

フェロシルト事件とは、大手化学メーカーの石原産業が製造した有害物質を含む産廃を埋め戻し材「フェロシルト」と称したリサイクル偽装事件兼産廃不法投棄事件である。フェロシルトは2003年9月にリサイクル品として三重県のリサイクル製品利用推進条例に基づいて認定されていた。申請時に「産廃になる廃液は一切入れていない」と強調していたが、実際には廃液の混入は既に始まっており、虚偽申請だった。不法投棄の傷口を広げたのが三重県が行ったリサイクル認定製品への認定である。これを利用し販路を拡大した。何故虚偽申請が通過したのかというと、リサイクル製品としての三重県の認定方法が甘く、十分なチェックをしていなかったためである。認定手続きでは、専門家が判定する委員会ではなく、個別に大学の教員に県職員が意見を聞き、それで良しとしていた。県は、会社が出した偽のデータを鵜呑みにし、審査能力は乏しかった。

2-7 まとめ

三重県のフェロシルト事件は、虚偽申請を鵜呑みにしたという審査能力の乏しさ、認定方法が大きな要因であったと考える。これを受けて、三重県の認定制度は改正・改善が行われたであろうと予想する。そこで、本研究では、リサイクル製品認定制度の審査段階について詳しく調査し、また、三重県のリサイクル製品認定制度の申請企業の実態についても明らかにする。

また、各都道府県で認定製品数に大きな違いがあることが分かった。そこで、その要因を明らかにする。

第三章では、インターネット調査だけでは分からなかった詳細を予備アンケートとして、各自治体に行う。

<参考文献>

- 1) リサイクル製品認定制度情報サイト

<<http://recycle.eco.coocan.jp/index.html>>, 2012-11-28

- 2) 畑明朗, 杉本裕明: 廃棄物列伝・日本, pp.108-124, 世界思想社(2009)

第三章 リサイクル製品認定制度の実施実態の概要

3-1 はじめに

本章では、各自治体のリサイクル製品認定制度のインターネット調査では明らかにできなかった実施実態について把握する。

3-2 本章の目的

リサイクル製品認定制度の実施実態を明確にすることが目的である。

3-3 調査方法

第二章で述べたインターネット調査で明らかにすることが出来なかった点やより詳しく知りたいと思った点をアンケート調査票にして2012年10月30日に電子メールで予備アンケート調査を行った。

3-4 調査対象

調査対象は、リサイクル製品認定制度の新規募集を行っている37県である。結果、37県中34県から回答があった。

3-5 アンケート内容

予備アンケート票質問内容を表3-1に示す。アンケートの各質問内容、回答方法、有効回答数を表に示す。予備アンケート調査票の本文は付録に掲載する。

表 3-1 予備アンケート内容

アンケート内容		回答方法	回答数
1	リサイクル認定製品の紹介パンフレットの配布の有無	記述式	n=34
2	パンフレットの配布範囲	記述式	n=33
3	リサイクル製品普及促進のための具体的な取り組み	記述式	n=34
4	リサイクル製品の使用状況のデータのご教示	記述式	n=16
5	今までで制度の改正の有無	記述式	n=34
6	リサイクル製品認定制度の問題点・課題	記述式	n=33
7	その問題点・課題に対する対策	記述式	n=33

3-6 結果及び考察

3-6-1 パンフレットについて

パンフレットの配布の有無を表3-2に示す。パンフレットを配布している自治体は31県であり、91%と多くの自治体がパンフレットを配布している。パンフレットの配布範囲を表3-3に示す。

表 3-2 パンフレット配布の有無(n=34)

	回答自治体数	回答率(%)
有	31	91
無	3	9
合計	34	100

表 3-3 パンフレット配布範囲(複数回答可)(n=33)

配布先	回答自治体数	回答率(%)
県内各市町村	22	67
リサイクル製品の認定事業者	19	58
県関係機関	19	58
県外行政関係機関	17	52
団体	16	48
県庁内で配布	13	39
イベント	11	33
一般県民	10	30
公共施設	6	18
事業者	5	15
認定審査会	2	6
県内金融機関	2	6
ホームページ	2	6
スーパー・ホームセンター	1	3
限定なし	1	3

パンフレット配布範囲については、県内、県関係機関で配布している自治体が多かった。ホームページに掲載している、といった自治体はアンケート結果では 2 県であったが、実際はほぼ全ての自治体が各ホームページでのパンフレットの閲覧が可能である。

3-6-2 普及促進のための取組み

リサイクル認定製品普及促進のための具体的な取組みを自治体に聞いた。自由記述回答にしたが、他の自治体と内容が重なる回答が多かったため、分類して集計した。結果を表 3-4 に示す。

普及のための取組みは、公共工事での優先利用を実施している自治体が 68%(23 県)と一番多い。

自治体の半数以上がイベントでの出店・展示、ホームページへの掲載をすることで普及促進を行っているとしていた。これらの取組みは、一般県民に対するリサイクル認定製品の PR になると考える。

表 3-4 普及のための取組み内容(n=34) (複数回答)

	回答自治体数	回答率(%)
公共工事等での優先利用	23	68
イベントでの出店・展示	19	56
ホームページへの掲載	18	53
パンフレット配布	12	35
情報提供・情報発信	11	32
補助金の交付	4	12
認定マークの付与	2	6
大学と連携した販売戦略の研究	1	3

3-6-3 制度の改正

リサイクル製品認定制度が制定されてから、制度の改正を行ったかの把握を行った。調査結果を表 3-5 に示す。

表 3-5 制度の改正の有無(n=34)

	回答自治体数	回答率(%)
有り	21	62
無し	13	38
計	34	100

21 県(62%)と半数以上の自治体が制度の改正を行っていた。なかには、三重県のフェロシルト事件により、リサイクル認定製品全体に対する信頼性が損なわれ、県の認定制度の安全性を高める観点から認定制度の見直しを実施した、という県もあった。

3-6-4 自治体の挙げる問題点・課題

普及のための取組みで、イベントでの出店・展示、ホームページへの掲載と一般県民への PR も行っている一方で、リサイクル製品認定制度の問題点・課題に、一般県民に対する認知度が不十分であることが挙げられている。問題点・課題の回答一覧を表 3-6 に示す。

表 3-6 リサイクル製品認定制度の問題点・課題(n=33) (複数回答)

	回答自治体数	回答率(%)
利用促進・普及	15	45
認定を受けるインセンティブの少なさ	10	30
認知度が不十分であること	9	27
安全性・品質の担保	9	27
需要と供給の問題	8	24
製品数の減少・伸び悩み	2	6
認定手続きのための費用がかかること	1	3

リサイクル製品認定制度の問題点・課題を聞いた。自由記述回答にしたが、他の自治体と内容が重なる回答が多かったため、分類して集計した。表 3-6 に示すように、利用促進・普及が課題であると回答した自治体が全体の 45%(15 県)と一番多い結果となった。リサイクル認定製品数の減少・伸び悩みの声がある一方で、認定品目が増えると、個別商品の PR や販売促進支援が行き届かなくなってしまう、という問題も挙げられている。

その問題点・課題への対策についてもそれぞれの自治体に聞いた。

利用促進・普及の対策、認知度を上げるために、広報を強化していく、という回答が目立った。また、事業者への負担を軽減するために必要な試験分析費用を補助する制度を創設した、という自治体も存在した。しかし現在、問題点・課題の対策は検討中であるという自治体も多くあった。

3-7 まとめ

本章では、リサイクル製品認定制度の実施実態の把握のため、予備アンケート調査を用いた。その調査結果のまとめを記す。

- 1) パンフレットを配布している自治体は全体の 91%であった。県内・県関係機関で配布している自治体が多数であった。
- 2) リサイクル製品認定制度施行から現在までで制度の改正があった自治体は全体の 62%であった。改正内容は、認定基準や調査内容等様々であったが、フェロシルト事件が一因となり見直しを行ったという自治体も存在した。
- 3) 自治体が考えるリサイクル製品認定制度の問題点・課題で一番多かった回答は、「利用促進・普及」で全体の 45%を占めていた。併せてその対策も聞いたところ、広報を強化していく、という回答が挙げられた。